

建設工事における工事費内訳書の記載事項の変更について

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、「**材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費**」の内訳を記載した内訳書の提出が義務化されました。

それに伴い、工事費内訳書の参考様式を材料費・労務費等の経費の記載欄を設けた様式に変更しますので、お知らせします。なお、参考様式を使用しない場合でもこれらの経費の内訳を記載する必要があります。

○追加された記載事項

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費
- ・安全衛生経費
- ・建設業退職金共済契約に係る掛金

○適用開始日：令和8年4月1日以降に入札公告または指名通知を行う案件から適用します。

○参考様式：[入札契約各種様式](#)で確認ください。

※上記の追加された記載事項に記載漏れがある場合は、令和9年4月1日以降に開札する工事から入札を無効として取り扱います。

※経費の考え方等については、国土交通省「[労務費に関するポータルサイト](#)」をご確認ください。
[労務費に関する基準ポータルサイト](#)＜外部リンク＞（国土交通省）